

【市長報告】

新潟県における「佐渡市特定施設待鶴荘」の監査結果について

本件は、市が運営する養護老人ホーム待鶴荘内に開設する介護保険事業所

「佐渡市特定施設待鶴荘」において、平成30年12月6日、新潟県による

介護保険サービス事業者等の現地監査が実施され、特定施設入居者生活介護

事業の介護報酬に不正請求があることが発覚しました。

大変申し訳ございませんでした。

不正請求の内容としては、特定施設入居者生活介護として、介護保険サー

ビスが必要な入居者に提供する、「佐渡市待鶴荘訪問介護事業所」において、

本来、有資格者が提供する訪問介護サービスを無資格者が提供したにもかか

わらず、有資格者が提供したように記録を書き換えるなど、本来、請求でき

ない介護報酬及び利用者負担金を請求しておりました。

また、この不正請求は、一部の関係職員への聞き取り調査から、介護事業

所を開設した平成18年度から行なわれていたことが判明しております。

現在、平成18年度の事業所開設時から関係した全職員への聞き取り調査

による事実確認をすすめているところであります。

次に、本日までの経過と新潟県の監査結果についてご説明します。

平成30年12月6日、「佐渡市特定施設待鶴荘」において、何らかの不正

があるとの疑いから、新潟県国保・福祉指導課及び高齢福祉保健課による実

地での立ち入り検査を受け、待鶴荘関係職員への聞き取り、書類の確認が行

なわれた後、関係する書類を監査資料として提出いたしました。

その後、引き続き新潟県による書類監査が行われ、2月4日に、所管する

事業所を指導・監督する保険者（市）として、県の監査内容の報告を受け、

その際「市においても同期間分について自主点検を行い、2月末日までに県

に報告するよう」指導を受けました。

以降、市において自主点検を実施し、2月27日に新潟県にその点検結果

を報告しております。

また、時効により返還請求が消滅していない5年分の介護報酬、利用者負

担金の返還を行なうこととして、監査を受けた2年分を含む、5年分の自主

点検を引き続き行い、その結果を3月18日に新潟県に報告するとともに、

再発防止に向けた改善策と今後の運営方針について協議を行っております。

次に新潟県の監査結果についてですが、3月18日に、高齢福祉課長、施

設長が県庁において、監査の内容説明を受け、監査結果通知及び聴聞実施通

知を受領いたしました。

正式な処分は聴聞の機会を経て決定されますが、現在、予定されている処

分として、「指定特定施設入居者生活介護」及び「指定介護予防特定施設入居

者生活介護」の指定の一部効力停止による、新規入居者に対する介護報酬請

求停止3か月となる見込みであり、大変に重大な処分内容となっています。

介護報酬及び利用者負担金の返還金については、正式な処分の決定がなさ

れた時点で、返還金額が決定されることとなりますが、市の自主点検の結果

において、5年間分の不正請求として、1万2千600件、1千百86万円

程度の返還と返還にかかる2年分の加算金が発生する可能性があります。

また、市が介護保険法の事業所指定を行い指導監督する「佐渡市待鶴荘訪

問介護事業」においても新潟県と同等の処分を行うこととしております。

入所者への対応については、今回の処分による影響がでないよう、他の介

護サービス事業所を利用しながら、入所者の処遇を最優先して施設運営を行

っていきます。

今回の事案については、介護報酬及び利用者負担金の5年分、約20万件

を越える関係書類の自主点検に相当な時間を要したため、皆様への報告が遅

くなったことについて、お詫び申し上げます。

今後、このような事案が再発しないよう、管理体制の見直し、職員の法令

遵守についての意識改革を行い、入所の皆様によりよいサービス提供ができ

るよう、事業運営の抜本的な改革を行うとともに、さらに聞き取り等、検証・

確認をすすめ、今回の事案についての原因究明と今後の運営形態を精査して

いきたいと考えております。

その後、本事案に関係した職員に対して、追って厳重な処分を行います。

本件に関しまして、待鶴荘の入居者、ご家族の皆様に大変なご迷惑をおか

けし、また、市民の皆様の信頼を裏切る行為を起こしたことに深く反省する

とともに、今後の再発防止に向けて取り組んでいく所存でございます。

なお、介護報酬及び利用負担金の返還金については、4月中に返還する必

要があることから、補正予算を専決処分とさせていただきたく、ご理解を賜

りますようお願い申し上げます。

本件について、深く反省しお詫び申し上げます。

誠に申し訳ありませんでした。